

「千葉市における個人情報保護法制の見直しに関する基本的な考え方（案）」 に関するパブリックコメント手続の実施について

千葉市では、個人情報の保護に関する法律（以下「法」）の改正の趣旨を踏まえ、千葉市の個人情報保護法制の見直しを行うことから、「千葉市における個人情報保護法制の見直しに関する基本的な考え方（案）」を作成しました。

つきましては、この案に関するパブリックコメント手続を実施しますので、お知らせします。

1 改正の概要

令和3年5月に法が改正され、国の行政機関や地方公共団体などの各機関における個人情報の取扱根拠が法へ一元化されることにより、地方公共団体は法の施行に必要な事項を定めた条例を制定しなければならず、また、法が許容する範囲内に限り、条例で独自の保護措置を規定できることとなりました。

そこで、本市においても、法の改正の趣旨を踏まえ、令和5年4月の法の施行までの間に千葉市個人情報保護法施行条例を制定するほか、本市における個人情報保護法制のあり方の見直しを行います。

2 見直しの内容

- (1) 法に定める要配慮個人情報の定義に加えて地域の特性その他の事情に応じてその取り扱いに特に配慮を要するものとして定める「条例要配慮個人情報」については、現時点において本市では定めないものとする。
※要配慮個人情報とは、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取り扱いに特に配慮を要する個人情報のこと。
- (2) 法施行令で定める、保有個人情報の本人の数が1,000人以上の個人情報ファイルについては、法の規定に基づき個人情報ファイル簿を作成し、公表することとする。なお、保有個人情報の本人の数が1,000人未満の個人情報ファイルを保有する事務については、個人情報取扱事務目録を作成し、公表することとする。
- (3) 開示決定等の期限および延長の期間は法の規定のとおりそれぞれ30日以内とすること、現行制度の開示決定等の期限（14日以内）と延長の期間（46日以内）を合算した60日以内を維持し、実施機関における十分な検討をする時間を確保する。
- (4) 千葉市情報公開・個人情報保護審議会の所掌事務について、法の規定上、個人情報の収集制限・目的外利用および外部提供の制限・電子計算機のオンライン結合等の制限等に対する諮問が許容されなくなるため、改正法施行後は、情報公開に関する重要事項についての諮問に応じて調査審議し、意見を述べること、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるものについての諮問に応じて調査審議し、意見を述べること、特定個人情報保護評価の第三者点検に限定する。

3 案の公表

(1) 公表期間

令和4年9月15日(木)～10月14日(金)

(2) 公表方法

ア 市ホームページ掲載

【URL】<https://www.city.chiba.jp/go/pbc>

イ 市内施設での閲覧および配布

政策法務課(市役所3階)、市政情報室(中央コミュニティセンター2階)、各区役所地域振興課、市図書館

4 意見の募集

(1) 募集期間

令和4年9月15日(木)～10月14日(金) ※郵送の場合は当日消印有効

(2) 提出方法

件名、住所、氏名(ふりがな)または団体名・代表者氏名(ふりがな)、電話番号・電子メール等の連絡先を明記して、次のいずれかにより提出。

ア 郵送 〒260-8722 千葉市中央区千葉港2-1

千葉中央コミュニティセンター2階 千葉市市政情報室

イ FAX 043-245-5719

ウ 電子メール seisakuhomu.GEG@city.chiba.lg.jp

エ 持参 政策法務課(市役所3階)、市政情報室(中央コミュニティセンター2階)、各区役所地域振興課

(3) 市民等への周知

ア ちば市政だより9月号掲載

イ 市ホームページ ※令和4年9月15日公表

【URL】<https://www.city.chiba.jp/somu/somu/seisakuhomu/shisei/r40915pc-kojinminaoshi.html>

5 意見の公表

意見の概要とその意見に対する市の考え方は、令和4年11月中に市ホームページで公表予定。なお、住所、氏名等の個人情報は公表しません。

6 今後の予定

令和4年11月 提出意見の考慮、施策の決定、意見概要等の公表

12月 令和4年第4回定例会に条例案を提出

令和5年 4月 条例・施行規則施行

7 添付資料

千葉市における個人情報保護法制の見直しに関する基本的な考え方(案)について